

国民健康保険南丹病院組合
所有地の売払い

実施要領（随意契約）

国民健康保険南丹病院組合

京都中部総合医療センター

国民健康保険南丹病院組合市有土地売払い（随意契約）実施要領

国民健康保険南丹病院組合（以下組合という。）が所有する次の物件につきまして、一般競争入札を実施しましたが売払いにいたりませんでしたので、この度、先着申込みにより売払います。

この実施要領をよくお読みになり、物件調書や現地をご確認のうえ申込みしてください。

なお、先着順での売払いとなりますので売払い済みの場合はご了承ください（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号）。

【1】売払物件

物件番号	新町第1号
種別	土地
地目	宅地
所在地・地積	南丹市八木町八木新町5丁目15番地 70.64㎡ 南丹市八木町八木新町5丁目16番地 146.51㎡ 217.15㎡
売払価格	金10,200,000円

別紙「物件調書」参照

【2】売払申請資格

次の各号のいずれかに該当する個人又は法人は売払申請資格を有しません。また、2名以上の連名（共有）にすることも可能ですが、連名者全員が売払申請資格要件を満たしていることが必要です。

- (1) 日本国内に住所（法人の場合、所在地）を有していない者。
- (2) 当該売払いに係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者。
- (3) 資力及び社会的信用を有さず、かつ、処分代金の支払い能力を有さない者。
- (4) 次の事項のいずれかに該当すると組合が認めたときから2年を経過しない者。
 - ① 組合との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 組合が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

- ③ 落札者が組合と契約を締結すること又は組合との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 正当な理由なく組合との契約を履行しなかった者。
 - ⑤ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人又は推薦代理人として使用した者。
- (5) 現在の納税地において、市町村の税に滞納がある者。
 - (6) 買受けた土地等を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者。
 - (7) 次のいずれかに該当すると認められる者。
 - ① 組合から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。
 - ② ①に該当する法人その他団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位(以下「代表者等の地位」という。)に現にある者及び違反時にあった者。
 - ③ ①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
 - (8) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申し立てがなされている者。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号の規定に該当する者。
 - (10) 公有財産に関する事務に従事する組合の職員。

【3】売払申請方法

(1) 申請受付期間

随時の申請受付期間及び日時

午前9時から午後5時まで。ただし、閉院日(土、日、祝日及び年末年始)は除く。

※随時の申請受付ですが、各物件の売払い先が決定したとき等、先着順による売払いを予告無く終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 受付場所

持参にて提出。郵送等による受付は受理できませんのでご了承ください。

京都府南丹市八木町八木上野25番地 京都中部総合医療センター 施設整備課

(第2病棟4階513号室)

TEL 0771-56-8166

(3) 提出書類

売払申請をされる方は、次の書類を提出してください。

申請は、売払いが決定した場合に売買契約当事者となる方の名前(共有とされる場合は、共有者全員の名前)で申込みをしてください。

①組合所有地売払申請書・・・・・・・・・・・・・・・・(別記様式1)

【売払申請書の記入についての留意事項】

- 1) 売払申請書への売払金額の記入は、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。（通貨単位は、日本国通貨「円」に限る。）
- 2) 提出された売払申請書の売払価格は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- 3) 次のいずれかに該当する売払申請書は無効とします。
 - ア．組合が定める売払価格を下回る金額が記入された売払申請書。
 - イ．売払価格を訂正したもの。
 - ウ．売払申請書に申請者又はその代理人の記名・押印がないもの。
 - エ．売払申請書に申請者の実印と異なる印鑑を押印したもの。
 - オ．売払価格、申請者又はその代理人の住所、氏名、その他主要部分が識別し難いもの。
 - カ．売払申請書の記載に不備のあるもの。
 - キ．売払申請資格のない者が提出した売払申請書。
 - ク．鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記用具で記入されているもの。
 - ケ．売払に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をしたとき。
 - コ．その他土地の売払に関する条件に違反したもの。

②宣誓書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（別記様式2）

③委任状（代理の方が申請される場合のみ）・・・・・・（任意様式）

④市町村の税（市町村民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税）にかかる納税証明書

※住民票所在地又は本社所在地の市町村で滞納がないことの証明を提出ください。（写し可）

⑤個人の場合：住民票抄本（原本1部）、印鑑（登録）証明書（原本1部）

法人の場合：履歴事項全部証明書（原本1部）、印鑑（登録）証明書（原本1部）

⑥その他管理者が必要と認めるもの

※申請書内容を審査するため、上記に掲げる書類のほかに資料の提出を求める場合があります。

（注意事項）

- ・連名（共有）で申請をされる場合は、連名（共有）者全員のものがが必要です。
- ・各種証明書は、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。
- ・提出していただいた書類は、返還には応じられませんので予めご了承ください。

【4】売払いの相手方（契約者）の決定について

組合所有地売払申請書に必要書類を揃えて提出された日時の順番（先着順）で、申請内容を審査のうえ、売払いの相手方として決定します。

同日同時刻に複数の方が売払申請書を提出された場合は、くじ引きにより売払いの相手方を決定します。この場合、申請者はくじ引きを辞退することはできません。

売払いの相手方が決定後、組合所有地売払決定通知書（別記様式3）により売払いの相手方に通知します。

【5】契約について

契約の締結

(1) 売払いの相手方は、組合所有地売払決定通知書（別記様式3）に記載されている期限までに、組合と不動産売買契約書（別記様式4）により契約を締結してください。

※不動産売買契約は、必ず「申請者」名義で締結してください。

※共有名義で申請された場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

(2) 売払いの相手方が期限までに契約しない場合は、その効力を失います。

(3) 契約書（組合保管用のもの1部）に貼付する収入印紙など、本契約の締結及び履行に必要な費用は、売払いの相手方の負担となります。

(4) 契約を締結する際には、次のものがが必要です。

個人の場合：実印、印鑑（登録）証明書（原本1部）、住民票抄本（原本1部）

法人の場合：実印、印鑑（登録）証明書（原本1部）、履歴事項全部証明書（原本1部）

※各証明書は、申請時に添付したものを援用できます。ただし、契約や登記に使用する際に、期日（発行から3ヶ月）を過ぎている場合は、別途ご用意していただきます。

各証明書の交付にかかる手数料は売払いの相手方の負担となります。

(5) 売払いの相手方が、買い受ける物件を公序良俗に反する用途に供する恐れのあるときには、契約を締結しない場合があります。

【6】所有権移転登記について

(1) 売払物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

(2) 所有権移転登記の手続きは、組合で行います。

(3) 共有名義で契約を締結した場合は、共有者全員の名義で所有権移転登記を行います。

(4) 所有権移転登記に要する一切の費用（登録免許税、嘱託委託登記料等）は、売払いの相手方の負担となります。

(5) 所有権移転登記が完了後、売払いの相手方に登記識別情報通知を郵送し、すべての手続きが完了します。なお、物件の取得に伴い課税される税（不動産取得税（府税）及び固定資産税・都市計画税（市税））については、売払いの相手方の負担となります。

(6) 売払いの相手方は、買い受ける物件の所有権移転登記前にその物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

【7】その他の事項について

(1) 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ずご自身において事前に現地をご確認いただき、諸規制の状況なども調査確認を行ってください。

(2) 建物を建築するにあたっては、建築基準法や都市計画法、京都府や南丹市の条例などにより、指導等がなされる場合や、開発負担金などが必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

- (3) 売買契約締結の日から売払物件の引渡しの日までの間において、組合の責めに帰すことのできない理由により、売払物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、双方協議のうえ、契約の解除をすることができます。
- (4) 売払いの相手方は、売買契約締結後、売払物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、売払いの相手方が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合にあっては、隠れた瑕疵により契約の目的を達することができないときは、土地の引き渡しの日より 2 年間に限り、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約解除の請求をすることができます。
- (5) 売払いの相手方が、売買契約書に定める義務を履行しないために、組合に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 売払いの相手方が買い受ける物件の活用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。

(受付期間等)

申請受付期間	令和 8 年 5 月 1 1 日（月）から	
売払いに関する 担 当 課	施設整備課	〒629-0197 京都府南丹市八木町八木上野 25 番地 京都中部総合医療センター 第 2 病棟 4 階
	電 話	0 7 7 1 - 5 6 - 8 1 6 6（直）
	ファックス	0 7 7 1 - 4 2 - 2 4 5 6